

【函館市広告付おくやみハンドブック無償提供者募集】に関する質問への回答書

番号	表題	質問内容	回答
1	函館市広告付おくやみハンドブック無償提供者募集要項（著作権等）	本業務の実施により発生したすべての著作権（広告部分を除く）は、市に帰属するものとするに記載がありますが、行政掲載部分での弊社独自のレイアウト等について、協定書を取り交わしする際に著作権帰属先についてご相談することは可能でしょうか。	「本業務の実施により発生したすべての著作権（広告部分を除く）は、市に帰属する」と要項に記載しておりますが、独自レイアウト等について、市の他の業務で利用する考えはございませんので、協定書取り交わしの際、協議願います。
2	函館市広告付おくやみハンドブックデザイン案提案書（様式第2号）	函館市広告付おくやみハンドブックデザイン案提案書以外に、弊社の任意様式で別紙（企画提案書）の提出は可能でしょうか。	本市様式以外の資料を添付する場合は、独立したものではなく、本市様式内に「別紙」と記載し、提案書の一部としてご提出願います。
3	函館市広告付おくやみハンドブックデザイン案提案書（様式第2号）	デザイン案の提出は表紙裏表紙のほか全ページの提出が必要でしょうか。また、文字原稿は現行ハンドブックのコピーでよろしいでしょうか。	本事業の選定は、表（裏）表紙のほか、本文の記載方法（配色、レイアウト、ページ数など）や、遺族が必要な情報を検索する際の解りやすさなども評価基準として審査されますので、原則として、広告を除く全てのページについて提出をお願いします。なお、各ページは詳細な記載を行う必要はなく、ページ数や全体のレイアウト、記載内容の配置がわかるものであれば、タイトルや囲み枠のみの記載でも問題ありません。また、提案書を作成するにあたり、現行ハンドブックのコピーを活用しても問題ありません。